

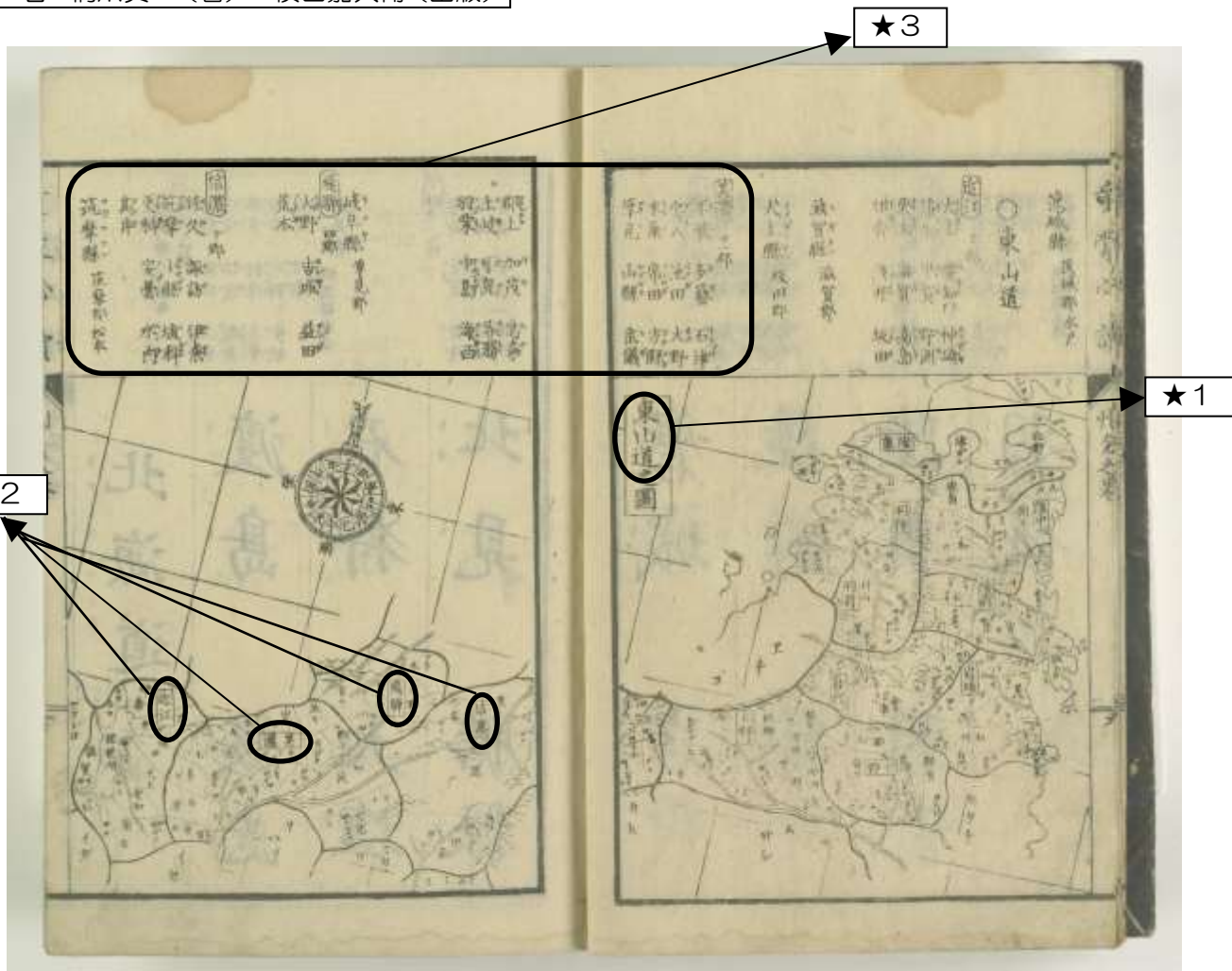
## 授業で使える当館所蔵地図

No. 67 『童蒙必讀 州名之巻』

作成年：1872（明治5）年

サイズ：23×15cm

作者：橋爪貫一（著） 横山嘉兵衛（出版）



### 【解説】

学制の公布直後の小学校で、日本の地理を学ぶための教科書に使われた地図である。この時期の教科書は、小学生向けに編集されたものではなく、一般向けの啓蒙書がそのまま教科書として指定されていた。廃藩置県実施直後の東山道の地図が描かれており、旧国と各国内の郡の範囲が地図には記載されている。地図の上部には、旧国名と各国内の郡名とともに、県名と県庁所在地の郡名が記載されている。ここから飛騨は信濃とともに筑摩県に属し、岐阜県に属していなかったことがわかる。

### ★1 東山道

東山道とは律令時代の五畿七道の一つで、畿内の東方の山地を中心とする地域である。近江、美濃、飛騨、信濃、上野、下野、陸奥、出羽の旧8カ国に分けられた地域区分である。現在の滋賀県、岐阜県、長野県、群馬県、栃木県及び東北の福島県、山形県、宮城県、秋田県、岩手県、青森県が当てはまる。これらの諸国を結ぶ交通路も東山道と称し、「山の道」とも呼ばれていた。明治初期においては、我々に馴染みの深い中部や東北といった8地方区分はまだ使われていなかったことがわかる。

### ★2 旧国名

近江は現在の滋賀県、美濃は岐阜県南部、飛騨は岐阜県北部、信濃は長野県に対応する。そのほかの旧国名についても、前述にあげた4カ国と同じように四角で囲まれて表記されている。なお、★1で言及した陸奥と出羽については、1868（明治1）年にそれぞれ7カ国とされたため、地図中には、近江、美濃、飛騨、信濃、上野、下野、岩代、岩城、羽前、羽後、陸前、陸中、陸奥の13国が記載されている。東山道以外の旧国名については、エチゴ、ムサシのようにカタカナで表記されている。

### ★3 旧国名と郡名と県名

四角で囲まれているのが旧国名で、美濃には21の郡があったことが表記されている。そして少しスペースを空けて岐阜縣（県）厚見郡と表記されている。この美濃の21郡が岐阜県であることと、厚見郡今泉村に県庁が置かれていたので、県庁所在地であることを表記していると考えられる。とはいえ、明治6年半ばまでは羽栗郡笠松に県庁舎が置かれていたことを考えると、この地図の発行年と矛盾するがどう考えればよいのか。翌年の県庁移転を見越した記載だったのだろうか。

飛騨は4郡、信濃は10郡で、この2国で筑摩県であることも記載されており、飛騨はこの時は岐阜県ではなかったことがわかる。県庁所在地は筑摩郡の松本で間違いない。

ちなみに、滋賀県についても記載されているが、近江12郡は滋賀県と犬上県の2県に別れていたこともわかる。

#### \*廃藩置県と美濃・飛騨

1871（明治4）年7月に廃藩置県が行われ、美濃と飛騨の両国も中央政府の直接支配となった。この時の廃藩置県は、廃藩置県直前の「3府41県261藩」の区域を「3府302県」にそのまま置き換えたものであった。美濃では、笠松県（1868年設置）のほか、大垣・加納・岩村・郡上・苗木・今尾・高富・野村藩が県になった8県に加えて、国外の3県の飛び地があったため、12県が並立することになった。これらの県では、今までの所領を管轄地としていたために、複雑に管轄地が入り組み、行政を行う上での障害となった。美濃に限らず、各県でも同様な状況であったため、新政府は同年11月には3府72県への統合を行い、美濃国内の12県すべてが岐阜県に統一された。

ちなみに飛騨においては笠松県同様、1868年に飛騨県（設置後すぐに高山県と改称）が置かれ、飛騨一國を管轄することとなるが、美濃12県が岐阜県に統一される2日前に、高山県が信濃の一部と合併し筑摩県となった。

#### \*美濃と飛騨が合併しなかった理由

府県の改廃統合においては、なるべく同等の行政区分にするようにという意図があったと言われており、政府は各府県を30～40万石程度の規模にしようとしていた。当時の美濃の石高は73万石、飛騨は5万5000石であり、美濃と飛騨を合併する以前に、美濃そのものも分割される可能性もあったのである。そのような経緯から、飛騨は信濃の一部と組み合わせで筑摩県が設けられたのである。

#### \*美濃と飛騨の合併

1876（明治9）年、明治政府は再び府県の統廃合を行った。これまでの府県が3府35県に整理された。この際に全ての県が旧石高で60万石以上となり、この規模拡大にともなって、筑摩県の飛騨地域が岐阜県と合併し、現在の「岐阜県」の原形が誕生した。その後は、福井県・愛知県・滋賀県・長野県・三重県などとの間で、県境の確定や異動を行って、現在に至る。

### 【用語について】

#### ・廃藩置県

1871（明治4）年7月に行われた明治政府による地方制度改革。全国の藩を廃して府県が置かれ、各県には政府が任命した知県事（のちに県令）を置き、全国一律で行政改革が進められるように、中央集権体制を確立した。

#### ・府県制実施までの動き

1869（明治2）年	版籍奉還
1871（明治4）年	7月 廃藩置県（開拓使、3府302県）
	11月 1使3府72県（府に府知事、県に県令を任命）
1879（明治11）年	4月 琉球処分（琉球藩を廃し、沖縄県を設置）
1882（明治14）年	2月 開拓使廃止（札幌・函館・根室の3県を設置）
1885（明治17）年	1月 北海道庁を設置（北海道3県の廃止）
1888（明治19）年	4月 市制・町村制を公布（1道3府43県）
1890（明治21）年	5月 府県制・郡制を公布

#### 【利用の例】

○明治の廃藩置県直後の行政区分を知ることができる

→歴史的分野の「明治維新と近代国家の形成」において、岐阜県周辺の地域にどのように県が置かれたかを地図上で確認することができる。

○旧国名による地域区分を知ることができる

→地理的分野の「日本の地域構成」において、旧国が現在の県にどのように対応するか、また、県の成り立ちについて地図上で確認することができる